

岡山県公報

発行
岡山県

目次

担当課（室）

【告示】

○ 食品衛生責任者の養成講習会の認定

○ 指定居宅サービス等の事業の廃止

○ 指定介護予防サービスの事業の廃止

○ 特定計量器定期検査

○ 土地改良事業の施行認可

○ 保安林の指定施業要件の変更予定

【公告】

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

○ 土地収用法に基づく立入りの許可

○ 道路の位置の指定

○ ”

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

【選挙管理委員会】

○ 政治団体の名称等の公表

○ 政治団体の代表者等の異動

○ 政治団体の解散

○ 資金管理団体の届出事項の異動

生活衛生課

長寿社会課

”

産業企画課

耕地課

治山課

県民生活交通課

監理課

建築指導課

”

”

選挙管理委員会

”

”

”

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第七十九号

食品衛生法施行条例（平成十二年岡山県条例第三十七号）別表第一の第三の二に規定する食品衛生責任者の養成講習会を次のとおり認定した。

平成三十年二月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 認定年月日

平成三十年二月十五日

二 主催者の名称等

1 主催者の名称

一般社団法人岡山県食品衛生協会

2 主催者の主たる事務所の所在地

岡山市中区古京町一丁目一番一七号

3 受講の申込の受付日及び受付場所

講習会の当日に会場で受け付ける。

三 講習年月日及び開催場所

講 習 年 月 日	開 催 場 所
平成三十年四月十八日（水）	岡山市
平成三十年四月二十四日（火）	津山市
平成三十年五月二十一日（月）	岡山市
平成三十年五月二十四日（木）	倉敷市
平成三十年六月一日（金）	岡山市
平成三十年七月二日（月）	岡山市

平成30年2月23日 岡山県公報 第11967号

平成三十一年二月二十日（水）	笠岡市
平成三十一年二月五日（火）	岡山市
平成三十一年一月十六日（水）	岡山市
平成三十一年一月十日（木）	倉敷市
平成三十年十二月十九日（水）	岡山市
平成三十年十二月五日（水）	津山市
平成三十年十一月二十一日（水）	倉敷市
平成三十年十一月十九日（月）	岡山市
平成三十年十月五日（金）	岡山市
平成三十年十月四日（木）	高梁市
平成三十年九月十二日（水）	倉敷市
平成三十年九月五日（水）	岡山市
平成三十年八月三十日（木）	津山市
平成三十年八月十五日（水）	岡山市
平成三十年七月十九日（木）	倉敷市

平成三十一年三月六日（水）	倉敷市
平成三十一年三月八日（金）	岡山市

四 講習内容及び時間数

- 1 公衆衛生学 一時間
- 2 衛生法規 二時間
- 3 食品衛生学 三時間
- 五 受講料
八千円

◎岡山県告示第八十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成三十年二月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーショングリーン

2 所在地

岡山県浅口郡里庄町里見四一九九一セントエルモ四〇三号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ヘルパーステーショングリーン

2 所在地

岡山県浅口市鴨方町六条院中一三三一四

三 廃止年月日

平成三十年一月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七二七〇〇九八三

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

一般財団法人共愛会訪問入浴あおぞら

2 所在地

岡山県苫田郡鏡野町吉原三〇六ケアウエブ一階

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1	名称
	一般財団法人共愛会
2	所在地
	岡山県苫田郡鏡野町吉原三一二番地
三	廃止年月日
	平成三十年二月十五日
四	介護保険事業所番号
	三三七三五〇〇一一九
五	サービスの種類
	訪問入浴介護
	介護予防訪問入浴介護

◎岡山県告示第八十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成三十年二月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

JUNOデイサービスセンター宿

2 所在地

岡山県総社市宿一七〇―三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社JUNO

2 所在地

岡山県総社市泉一五―四四

三 廃止年月日

平成三十年二月二十八日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇〇九八三

五 サービスの種類

介護予防通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

JUNOデイサービスセンターほつと

2 所在地

岡山県総社市宿一六六―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社JUNO

平成30年2月23日 岡山県公報 第11967号

2 所在地

岡山県総社市泉一五―四四

三 廃止年月日

平成三十年二月二十八日

四 介護保険事業所番号

三三七〇二〇四三六八

五 サービスの種類

介護予防通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

恵介護サービス

2 所在地

岡山県浅口市鴨方町本庄九四三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社石井運送

2 所在地

岡山県浅口市鴨方町本庄九四三

三 廃止年月日

平成三十年二月二十八日

四 介護保険事業所番号

三三七二七〇七四四

五 サービスの種類

介護予防訪問介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンターかつこう花

2 所在地

岡山県高梁市川上町上大竹一六三二番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人旭川荘

2 所在地

岡山県岡山市北区祇園八六六番地

三 廃止年月日

平成三十年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七三二〇〇一七三

五 サービスの種類

介護予防通所介護

◎岡山県告示第八十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器に係る定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、ひょう量が五百キログラム以下の非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く）、分銅及びおもりとする。

平成三十年二月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 定期検査を行う区域、場所及び期日

区域	場 所	期 日
津山市 井原市 総社市 備前市 赤磐市 美作市 和気郡 勝田郡 英田郡 久米郡	岡山県計量管理センター（岡山市北区今保六六一）（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号に掲げる場合にあつては、その特定計量器の所在の場所）	平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの期間内において別途指定する日

二 実施機関

岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協会

◎岡山県告示第八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成三十年二月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

児島湾土地改良区

二 地区名及び工種

地区名	工種
西七区支線64号	農業用排水施設
西七区支線77号	〃
西七区支線81号	〃

三 認可年月日

平成三十年二月十四日

◎岡山県告示第八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

平成三十年二月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
新見市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かんよう}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（1）主伐に係る伐採種は、定めない。

（2）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〔六九〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成三十年二月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成三十年二月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人菜のはな

三 代表者の氏名

藤岡タキコ

四 主たる事務所の所在地

倉敷市児島赤崎四丁目八番二四号

五 定款に記載された目的

この法人は、倉敷市並びに周辺市町村の高齢者及び障害者に対して、在宅訪問介護等の介助支援事業を行い、心豊かな社会生活を送る手助けを推進し、広く地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

〔七〇〕土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項本文の規定により、次のとおり事業の準備のための土地立入りを許可した。

平成三十年二月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 起業者の名称 中国電力株式会社
- 二 事業の種類 百十kV特別高压架空送電線路 玉野三幡線新設工事
- 三 立入りの目的 調査及び測量
- 四 立入りの期間 平成三十年二月二十三日から平成三十一年三月三十一日まで
- 五 立ち入ろうとする土地の区域

岡山県岡山市中区江並字九割、字拾割、字拾壹割、字拾貳割

〃 〃 〃 新築港

〃 〃 南区郡字西松尾、字中松尾、字東松尾、字清水谷、字巖石、字松山、字道違、字相撲場、字東奥、字城山、字城山下、字隅床、字東泉坊、字高山、字高山下、字寺岡、字中須賀、字極楽

〃 〃 〃 飽浦字寺上、字龍向寺、字真肌、字下焼山、字新五郎谷、字水遊川、字薦ノ巢、字宮ノ上、字宮ノ前、字岩戸嶽、字梶畑、字山本、字山本辻、字一本松、字大濱、字隅床

〃 〃 〃 北浦字奥ノ池、字中ノ山、字尺之山

〃 〃 〃 宮浦字西千川、字飽浦境

〃 〃 〃 玉野市八浜町見石字北佐古、字寺尾

〔七二〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号		道 路 の 位 置		道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
岡山県指令備中局 建第二〇四三号 平成三十年二月十 五日		浅口郡里庄町大字新庄字三寺池一四 五二番四		六・〇〇	三九・〇〇
				五・〇〇	二六・三〇

〔七二〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

番 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
指 定 年 月 日			
岡山県指令備中局 建第二〇四四号 平成三十年二月十 五日	高梁市落合町阿部字山地田七八五番 九、字原一二一二番一七、一二一二 番二〇	五・〇〇	二五・三〇

〔七三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年二月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字鷺瀬一〇―四、一一〇―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市神田二丁目一―一六リミエルB一〇一

井手ノ瀬拓郎

井手ノ瀬幸奈

三 許可番号

岡山県指令建指第二七〇号

◎岡山県選管告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつた。

平成三十年二月二十三日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

岡山県石材業政治連盟

河田恭志

小野純子

笠岡市港町一―七

平成三〇・一・二三

次世代の津山を考える会

角上浩

奥村哲美

津山市北園町八―四

一・二四

竹久たもつ後援会

竹久保

竹久文秋

勝田郡勝央町植月東一―一七

一・二〇

藤井たつこ後援会

藤井立子

藤井喜代秀

浅口市金光町大谷二九四―九

一・一〇

山下周吾後援会

清水陸

山下静江

鴨方町六条院中三六三七

一・一五

◎岡山県選管告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成三十年二月二十三日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
民進党岡山県総支部連合会	難波 奨 二	主たる事務所の所在地	岡山市北区京町一三一五高田ビル一F	岡山市中区円山一〇七	平成三〇・一・一六

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
いづな洋平後援会	飯網 洋 平	会計責任者の氏名	飯網 洋 平	飯網 浩 二	平成三〇・一・九
岡崎弥太郎後援会	岡崎 弥太郎	主たる事務所の所在地	岡山市北区泰還町一〇一〇一三四一二〇	岡山市東区西大寺中野本町三一六	〃 一・一七
岸やすひろ後援会	後藤 益 男	会計責任者の氏名	福 寺 環加奈	堀 充 典	平成二九・一二・二八
草加のぶよし後援会	日笠 勝 己	代表者の氏名	日笠 勝 己	赤 田 剛	平成三〇・一・三〇
山野通彦後援会	土井 重 光	主たる事務所の所在地	小田郡矢掛町小林二六八一	小田郡矢掛町小田五五五七一	〃 一・九
〃	〃	会計責任者の氏名	山野 通 彦	坂 本 眞二郎	〃 〃
山本重行後援会	山本 重 行	〃	山本 峰 子	山 本 登	〃 一・一九

◎岡山県選管告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成三十年二月二十三日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健 補

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

塩見よしあき後援会

難波祺一

平成二九・一二・二八

津山市政を改革する市民の会

北川久

平成三〇・一・二六

◎岡山県選管告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成三十年二月二十三日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

資金管理団体の届

資金管理団体の名称

異動事項

新

旧

異動年月日

出をした者の氏名

岡崎 弥太郎

岡崎弥太郎後援会

主たる事務所の所在地

岡山市北区泰還町一〇一三四一二〇 岡山市東区西大寺中野本町三一六

平成三〇・一・一七